



●トピックス (1～2) ●トラブル事例 (3) ●お知らせ (4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)、長崎県消費生活センターのマスコットでござる。

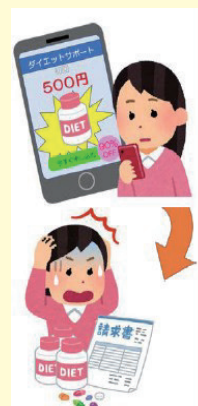


ちょっと待って!!それ定期購入かも

インターネット通販サイトで、定価より大幅に値引きした健康食品を見つけ、1回だけでもしくは単品のつもりで注文したら、後日「定期購入」だったことがわかったというトラブルが多数発生したため、特定商取引法が改正され、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示が義務付けられました。しかしながら、健康食品や化粧品など「定期購入」に係るトラブルの相談は全国の消費生活センターに多数寄せられています。

「定期購入」トラブルの事例

- 事例 1** ポイントサイトの広告を見て申し込んだ化粧品が定期購入で、初回で解約するには差額の支払いが必要と言われたが支払いたくない。
- 事例 2** インターネット広告を見てお試しのつもりでファンデーションを注文したところ、2回目と3回目の商品も届いた。解約手続きがうまくできない。どうしたらよいか。
- 事例 3** SNS の広告を見て体力増進のためのサプリメントを購入した。1回限りと確認し購入したにもかかわらず、4回の受け取りが条件の定期購入になっていた。納得できない。
- 事例 4** インターネット広告を見て美容パックをお試し注文したら定期購入だった。すぐに指定の解約手続きをしたが、先日2回目が届いた。



トラブルにあわないためのチェックポイント

通信販売にはクーリング・オフは適用されませんので商品等を購入する場合は、「最終確認画面」に表示された契約条件をよく確認しましょう。

- ☐ 定期購入が条件になっていないか
- ☐ (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数
- ☐ 支払うことになる総額
- ☐ 解約の際の連絡手段
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件
- ☐ お届け予定日や、利用規約の内容

- ★申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ★注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ★事業者が上記チェックポイントについて適正な表示をしないことなどにより消費者に誤解を与えた場合、誤解して申込みをした消費者は、契約の申込みを取り消せる場合がありますので、証拠として、最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

ご存じですか?不当な寄附勧誘行為は禁止です!

靈感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

法人や団体からの不当な寄附勧誘行為を防止し、寄附の勧誘を受ける方々の保護を図るために作られたのが「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）」です。この法律は、寄附の勧誘について下記の行為を禁止しています。また、消費者契約法等の改正も行われ、靈感商法等による被害の救済が拡充されました。

不当な勧誘行為



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘



- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害



- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知



- 靈感等によって不安をあおり又は乗じ、寄附が不可欠と告知



- 借入れ等による資金調達を要求

寄附を求める法人や団体の配慮義務

寄附を求める法人や団体には、寄附者が、①判断困難に陥らない ②生活困難にならない ③寄附の使い方を誤認しないための配慮が義務付けられています。

取 消 権

上記のような不当な寄附勧誘を受けたことによって困惑して、「寄附をします」といった意思表示をしてしまった場合は、その意思表示を取り消すことができます。

取消権は、「寄附をした時」から5年、「被害に気付いた時」から1年のいずれか早い方が経過すると消滅します。なお、「靈感等によって不安をあおり又は乗じ、寄附が不可欠と告知」に該当する勧誘を受けた場合に限り、寄附をした時から10年、被害に気付いた時から3年のいずれか早い方となります。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931
(フリーダイヤル)

靈感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方が相談できるフリーダイヤルです。

旅行予約サイトを巡るトラブル



相談事例

海外事業者が運営する旅行予約サイト（以下「海外OTA」という）でホテルと航空券を予約したが、間違いに気づき、同日キャンセルした。ホテルはキャンセルできたが、航空券はキャンセル料が100%かかった。ホテルと航空券は別事業者なので対応が違うということだが、納得できない。（40歳代 女性）



アドバイス

海外OTAでは、通常より格安な料金で予約できる場合がありますが、キャンセル・返金や日程変更などが一切できないケースもあります。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①旅行予約サイトを利用する前に、日本の事業者か海外の事業者かを確認する。海外OTAを利用する場合は、顧客対応窓口の情報（電話、メールなどの連絡方法や窓口開設時間など）を確認しましょう。サイトが日本語表示でも、必ずしも日本語で対応されるとは限りません。特にキャンセルのルールは確定前にしっかり確認しましょう。②自分が入力した内容で契約が決定するので、入力内容を再確認し、確認画面のスクリーンショットを撮り記録として保管しておく。③申込み後は、予約確認メールやマイページを確認し、事業者にお問い合わせを行った場合は、その内容を保管しておく。契約後に送付される予約確認メールは、キャンセルの可否などの契約内容が明記された重要な情報です。記載内容をよく確認し、旅行が終わるまで大切に保管しましょう。もし、自身が予約した内容と異なる場合には、すぐに事業者連絡し、そのやりとりを送信日時が分かる形で保管しましょう。

美容医療サービスに関するトラブル



相談事例

10日前、クリニックに行き、カウンセラーから「光を当ててシミを取る」施術を勧められ、契約期間3年の15回で約25万円の契約をした。最初の施術で、機器を顔に当て、光を当てたらピリピリして痛く、施術後は皮膚が赤くなっていた。1週間程で赤みは消えたが、もう施術を受けたくない。解約したい。（60代女性）



アドバイス

美容医療サービスとは、「レーザー脱毛」「にきび・しみなどの除去」「しわの軽減」といった医師が行う美容医療施術のことをいいます。「医療脱毛」など一部の美容医療サービスは期間が1か月、金額が5万円を超える場合は契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます（1回限りの手術はクーリング・オフの対象外）。また、それ以後は中途解約も可能です。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

①ホームページ等にかかれた情報をうのみにしない。他の医療機関や医療安全支援センターなどで効果やリスクなどの情報を収集した上で、クリニックや施術方法を慎重に選ぶようにしましょう。②書面等で契約内容を確認し、内容を理解し納得するまで、医師から説明を受ける。契約内容が自分の希望と合っているか、リスクの有無などを十分に検討した上で施術を受けましょう。③クリニックに行った当日に施術を勧めるクリニックや保険診療で対応できる施術にも係わらず、高額な自由診療の施術を強く勧めるクリニックとは契約しないようにしましょう。

「消費生活相談員(国家資格)」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先

**独立行政法人国民生活センター
資格制度課**

受験申込期間：令和7年6月16日(月)～7月31日(木)
試験の詳細：<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

一般財団法人日本産業協会

受験申込期間：令和7年7月1日(火)～8月31日(日)
試験の詳細：<https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/test.html>

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

日	時	内 容
7月12日(土)	10:00～17:00	消費者行政、特定商取引法、過去問からみる必要な法律知識
7月13日(日)	10:00～17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、小論文の書き方

申込期限 令和7年7月4日(金) 会場 県庁3階307会議室

※小論文添削を希望される方も7月4日(金)までに提出(受講者負担金(添削料)が別途必要となります。詳しくは下記まで。)

葉書又はFax(095-828-1014)で、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申し込みください。

詳しくは、長崎県消費生活センター Tel:095-895-2320 まで



消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講 座 名	対 象	テ ー マ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方(高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者(自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方(高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者(各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
P T A 等 研 修 会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者(各種団体等が主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること(講師：J-FLEC認定アドバイザー等)

問合せ 長崎県消費生活センター Tel:095-895-2320

申込み ホームページ(<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>)「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口：食品110番(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内)
受付時間：月～金曜日 9:00～17:45(土日・祝日、年末年始除く)

食事故なし
Tel:0120-492574

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
Tel.095-844-9892 Fax.095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

Tel.095-824-0999 Fax.095-828-1014

消費生活の相談は

188



消費者ホットライン

局番なし **188**

最寄りの相談窓口につながります